

最高裁秘書第4178号

令和元年8月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付、最高裁秘書第805号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

河村又介裁判官の履歴書（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（出生地等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

出生地	年	月	日	現住所	本籍	性別
八	九	七	一〇	新宿区大塚二丁目	同上	男
九	九	一	〇	東京帝國大學法科大學政治學科卒業 佐藤東京帝國大學助手	明治三十七年一月一日	河村又介
十	十	八	一	法政部勤務今入 新宿区大塚二丁目同上	同上	同上
九	九	三	七	官本萬葉館	同上	同上

履曆書月報

年月日

年	月	日	事項	處名
大正二年 十一月 四日		二十九	本部有件奉令批下 國家諮詢研究會三年間俾爾西國獨逸國 北韓國へ在留ヲ命入	
	一三	二十	英吉利國ヲ在留國ニ追加入	同
	一七	二八	帰射	
	一九	廿九	在京七帝國大學教授	
			文部省勤務ヲ命入	同
			國家諮詢委員會任命入	同
	八	二二	在京九帝國大學教授	
			文部省勤務ヲ命入	
			臺灣諮詢委員會任命入	文部省

歷歷書川紀

長高書牛房

年 月 日				事 項	處 略
一三	四	二八	神	九州帝國大學法文哲學部長	
同	同	同	依 頼	九州帝國大學法文哲學部長免ス	文 部 省
一四	一	昭和三十一年九月廿九日	明治三十九年九月廿九日	文部省令第百九十三号	
一五	七	一九	帝國理工院規程第百二十二號	帝國理工院	
一六	四	一九	會員命令	（現在：三一）	關
一七	八	四	最高裁判所判事任命	最高裁判所	"
一八	三	四	東京帝國大學法文哲學部長免ス	東京帝國大學	
一九	一	二四	最高裁判所一般檢則課文哲學系會員免ス	最高裁判所	



月 曆

月

三九

四〇

一

國立大學生教員七千人滿十日（總  
在に至る）